川西町地域密着型サービス事業者公募要項（令和５年度整備分）

１　公募の目的

　川西町では、「長生きを喜び、ともに楽しめるまち　川西」を基本理念に、令和３年度から３か年を計画期間とする第８期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムを一層推進することとし、住民の身近な地域でサービスが提供される地域密着型サービスの整備を進めるに際し、当該事業所の整備及び運営する事業者を募集します。

２　募集の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サ　ー　ビ　ス　の　種　類 | 募 集 数 | 定　　員 |
| 小規模多機能型居宅介護 | １箇所 | 登録定員29名以下 |
| 認知症対応型共同生活介護 | １箇所 | ９名（１ユニット） |

　※ いずれも介護予防を含みます。

　※ 上記２事業所を併設する場合も公募の対象とします。

３　募集の要件

1. 法人格を持つ団体（法人格取得見込を含む）であり、介護保険法第78条の２第４項

各号及び第115条の12第２項各号に定める要件に該当しないこと。（個人での応募はできません。）

1. 事業所の運営を直接行う事業者であり、継続して安定した事業の実施と運営を行う

ために十分な経営基盤や能力、事業に対する知識経験を有すること。

1. 指定にあたっては、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの両方の指

定を受けること。

1. 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成25年条例第６号）及び川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第７号）の指定基準を満

たすこと。

1. 地方自治法施行令第167条の４（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない法人

であること。

1. 公募の受付締切日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手

続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の法人でないこと。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第

２号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴

力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人でないこと。

1. 納付すべき国税・地方税等を滞納していない法人であること。
2. 過去に所轄庁による指導監査の結果、重大な指導、指摘事項がないこと。

（10）施設を整備する土地・建物は、事業運営主体が所有権を有すること、又は取得が見

込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。

（11）整備予定地（建物）が都市計画法、農地法、農振法、河川法、文化財保護法等の各種開発規制等に該当しないこと、又は該当する場合は確実に除外が可能なこと。また、建築基準法、消防法等関係法令を遵守することとし、関係機関と十分な協議を行っていること。

（12）整備資金の借入れ又は寄付による調達については、あらかじめ相手方と協議の上、確実に調達可能な金額をもって計画を立てること。

（13）整備計画について、あらかじめ整備予定地の隣接地権者、地元自治会代表者等と協議を行い、理解・賛同を得られる状態であること。

（14）令和６年３月31日までに事業の開始が可能であること。

４　応募方法と提出書類

**【 事前相談 】**

　　応募には事前相談が必要です。

事前に電話予約を行い、運営法人の方が来庁してください。

（１）受付期間

　　　**令和３年10月１日（金）～令和３年11月30日（火）（※土、日、祝日は除く。）**

**午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時は除く。）**

（２）電話予約先

　　　川西町長寿介護課（電話番号：０７４５－４４－２６３５（直通））

**【 応募受付 】**

1. 受付期間

　　　**令和３年12月１日（水）～令和３年12月24日（金）（※土、日、祝日は除く。）**

　　　　**午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時は除く。）**

1. 提出先

川西町長寿介護課（川西町役場１階）

（３）提出方法　　注）郵送、ＦＡＸ、メールでの提出は受け付けません。

　　　応募書類を持参してください。※ 来庁日時を前日までにご連絡ください。

（４）提出書類（地域密着型サービス等の事業申込書及び添付書類）

別紙１「川西町地域密着型サービス事業応募書類一覧表」のとおり

（５）提出部数及び留意事項

・提出部数は、Ａ４版でファイリングしたものを10部（正本１部　副本９部）

・提出書類は、左綴じ、書類には仕切り紙をはさみ、資料毎に番号のインデックス

を貼ってください。

・図面はＡ２版又はＡ３版としＡ４サイズに折り込んでファイルしてください。

・提出書類は、片面印刷してください。（両面印刷はしないでください。）

・賃貸借契約書等の契約書は、写しの提出とし、代表者名による原本証明をしてく

ださい。（原本証明に押印する代表者印は、印鑑証明の印影と同じものを使用して

ください。）

・２事業所を併設する場合は、事業所毎に提出書類を作成してください。

５　質問の受付

　本応募に関する質問は、別紙２「質問書」を提出してください。

　＜期間＞

　　令和３年10月１日（金）～令和３年11月30日（火）（土曜・日曜・祝日は除く。）

午前８時30分から午後５時15分まで（正午から午後１時は除く。）

　＜提出先＞

　　川西町長寿介護課（川西町役場１階）

＜提出方法＞

　　別紙２「質問書」により、事前相談時に持参又はＦＡＸにて提出してください。

これ以外の方法（電話、口頭等）での質問はご遠慮ください。

　　ＦＡＸ番号　０７４５－４４－４７８０

※送信後は、長寿介護課（０７４５－４４－２６３５）へ、電話にて受信確認をお願いします。

６　応募に際しての留意事項

1. この募集に係る事業者説明会は開催しません。事前相談及び応募受付については、

あらかじめ電話で予約したうえで来庁してください。

1. 応募にあたっては、具体的な内容のものを提出してください。例えば、事業の意思

はあるが、土地の確保の見通しが立たない等の具体性のないものは、選定の対象とな

りません。

1. 町条例で定める基準等を遵守し、基準に適合した内容により応募してください。
2. この公募に関する一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）については、

応募者の負担とします。

1. 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
2. 他の応募の有無や、他の公募申請者の計画内容に関しての問い合わせについては、

一切応じません。

1. 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じ

た損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、本町はその責任

を一切負いません。

1. 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
2. この選定は、土地建物関係の法令上の制限解除等を保証するものではありません。

（10）施設整備に係る補助金は、国・県の交付金等を本町が受けて、事業者に補助する場

合がありますが、国・県に採択されなければ交付金等を受けることができませんので、

補助金がない場合でも、事業実施が可能である場合に応募してください。

（11）応募事業者数にかかわらず、審査の結果、審査基準に満たない、又は、適正な事業

が見込めないと判断された場合「候補者なし」とする場合があります。

（12）選定後において、当初予定していた計画内容に大幅な変更が生じたり、開発許可が

得られなくなった等により、指定期日までに開設の目途が立たなくなった場合には、

選定を取り消すことがあります。

（13）応募受付後に必要事項の未記入や誤り又は不足書類等がある場合は、町が指示する

補正等に応じ、その補正後の書類については、原則として募集期間内に提出するも

のとします。

応募書類は、余裕をもったうえで提出してください。

７　実施予定事業者の選考方法について

1. 実施予定事業者の決定方法

　・実施予定事業者は、川西町地域密着型サービス事業者選考委員会の審査結果に基づき、地域密着型サービス運営委員会の意見聴取後、町長が決定します。

　・審査方法は、提出された関係書類による資格審査と面接（プレゼンテーション・ヒアリング）による本事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価し、審査します。

　・面接の出席者は、１応募法人３名以内とします。

1. 審査の主な着眼点　　※ 選考基準等に関する質問は受け付けません。
	1. 事業者としての適性に関すること

　　　財務状況、事業者の運営方針や理念について

* 1. 事業施行の確実性に関すること

　事業用地の確保、近隣環境との調和や地域住民との合意形成、資金計画及び整備スケジュールについて

* 1. 予定地の立地条件に関すること

　交通の利便性、周辺環境、十分な敷地の確保について

* 1. 施設整備計画に関すること

　　　施設の規模、防災・安全・衛生面への配慮、居室等の住環境や附属施設の充実度、

共用スペース・住民との交流スペース、駐車場等の確保、バリアフリーについて

* 1. 事業運営体制に関すること

適正な組織体制・配置職員、本町の現状と利用者等のニーズへの理解、地域ケア会

議や本町事業への協力、自立支援・医療との連携・看取り・地域との連携等の課題への取組み方針について

* 1. 介護保険事業の実績等に関すること

　　　同種の事業に係る経験や実績、人材の確保や育成について

（３）審査の結果

　・選定結果については、各応募事業者へ文書により通知します。

・電話等によるお問い合わせにはお答えしません。

（４）選定結果の公表

　・選定結果については、町ホームページで公表します。

　・選定基準に基づく各項目の評価点数や実施予定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報等の詳細は、一切公表しません。

８　施設整備に係る公的補助について

　　今回選定された整備事業計画については、本町から、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱等の規定に基づき、奈良県に対して補助金の交付を申請します。

奈良県において、補助事業として採択された場合、本町に交付される補助金額を上限として、実施予定事業者に対して補助金を交付します。**ただし、必ずしも奈良県から採択されるとは限らないことから、補助金が交付されない場合でも事業が実施できる事業者のみ応募してください。**開設準備経費についても同様です。なお、本補助は、**原則として同一年度内において着手（契約、発注等）し完了する事業が対象**とされています。

今後、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱等が改正された場合は、最新のものを適用します。

９　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程（予定） | 事業者選定までの流れ |
| 令和３年10月１日（金） | 公募要項等の周知（町ホームページ及び広報川西に掲載） |
| 令和３年10月1日（金）　　～令和３年11月30日（火） | 事前相談・質問受付 |
| 令和３年12月１日（水）　　～令和３年12月24日（金） | 公募書類受付 |
| 令和４年１月 | 提出された関係書類による資格審査（添付書類の追加提出、提出書類の差替え等）面接日時の通知 |
| 令和４年２月上旬 | 面接（プレゼンテーション・ヒアリング）川西町地域密着型サービス事業者選考委員会（実施予定事業者の選定） |
| 令和４年２月下旬 | 地域密着型サービス運営委員会（諮問・答申） |
| 令和４年３月中～下旬 | 実施予定事業者決定及び決定通知 |
| 令和４年３月中～下旬 | 実施予定事業者の公表 |
| 事業予定者決定後の主な流れ※時期未定 | 補助金交付申請（町→県）補助金交付承認通知（県→町）補助金交付申請（実施予定事業者→町）補助金交付承認通知（町→実施予定事業者）入札・工事着工（実施予定事業者）工事完成　指定申請（事業予定者）審査（申請書類及び現地確認）地域密着型サービス運営委員会（指定承認）事業所指定（指定後に補助金交付）事業開始 |

※上記スケジュールは公募開始時点における予定ですので、変更になる場合があります。

※補助金の交付を希望する場合

入札及び工事着工については、実施予定事業者から町へ補助金交付申請をし、町からの補助金交付承認通知を得た後に行ってください。承認前に入札・工事着工した場合は補助金の交付は行いません。

10　事業予定者決定後の手続

　実施予定事業者は、施設の整備（建設等）が終了後、指定地域密着型サービス事業所等の指定申請を行っていただきます。その際に、指定基準を満たさない場合には、指定をしないことがあります。この場合は、補助金の交付も行いません。

11　その他関係要綱

1. 川西町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱
2. 川西町地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱
3. 川西町施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱
4. 奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱及び奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

12　問い合わせ先

　　川西町長寿介護課

　　〒６３６－０２０２

　　奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の１

　　電話番号：０７４５－４４－２６３５（直通）